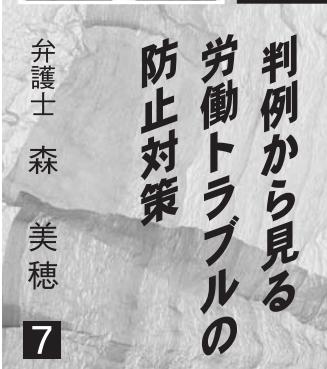


弁護士に聴く

判例から見る
労働トラブルの
防止対策

弁護士 森 美穂 7

従業員にコスチューム着用 を命じてもよいか？



先般、某航空会社が新機種導入の際の宣伝用に、客室乗務員の制服としてミニスカートを採用したことが話題となり、大歓迎という意見の一方で(?)、客室での保安業務に支障が出る、機内での性的嫌がらせを誘発しかねない、女性を商品として扱うことであつて会社の見識を疑う等の非難の声もあがり物議をかもしました。

そこで今回は、会社が販促キャンペーン等で従業員にミニスカートその他のコスチューム着用を

命じることができるかについて考えたいと思います（なお、件の航空会社は、ミニスカート着用は同意した者に限ると説明しています）。

会社が従業員に対して業務上の指揮命令権をもつといつても、それは無制約なものではなく、業務上の必要性があり、相手の主張するレクリエーションや盛り上げ策という罰ゲームの目的自体には妥当性が認められるもの、仮に着用が任意であつたとしても、Xがその形をしたカチューシャ・白襦袢・紫の小袖・

社したような場合は別ですが、入社後になつて突然、着用する者が「恥ずかしい」と感じるような姿を他の従業員にさらさることによるストレスじる場合には、その必要性及び相当性が肯定されるケースは多くはないかもしれません。

これに関連する裁判例



会社は、Xの請求に対し、研修会でのコスチューム着用は、拡販コンクールでの「遊び心」「茶目っ氣」に溢れる盛り上げ策であつたし、Xを含む美容部員から特に反対の意見等は示されなかつたのだから、不法行為は成立しないと反論しました。

コスチューム着用を強要する場合だけでなく、労働者の積極的な拒否がなかつた場合でも、羞恥心や屈辱感など精神的苦痛を与える行為であるとして違法と評価されるリスクがあるということをご注意ください。

(森法律事務所所属、元三重県労働委員会公益委員、元愛知県男女共同参画審議会委員)

として、K化粧品販売事件（大分地裁平成25・2・20判決）があります。この事件は、化粧品販売会社の美容部員Xが、新商品に関する研修会に参加したところ、特定の販売目標個数に達しなかつたため、上司から「罰ゲーム」として「ウサギの耳の形をしたカチューシャ」と、白襦袢・紫の小袖・

社会通念上正当な職務行為であつたとはいはず、Xに精神的負荷を過度に負わせる行為であつて違法であると認定し、会社に對して慰謝料の支払いを命じました。

イラスト・源 安孝